

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

別表 改正案 別表 現行

番号	医療機器の名称	基	準
		使用目的、効能又は効果	
一〇百六	(略)	(略)	(略)
百七	1 寒天滅菌器 2 包装品用高压蒸気滅菌器 3 未包装品用高压蒸気滅菌器 4 液体用高压蒸気滅菌器	C一〇一〇一	高压を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材等を滅菌すること。
百八	1 小型寒天滅菌器 2 小型包装品用高压蒸気滅菌器 3 小型未包装品用高压蒸気滅菌器 4 小型液体用高压蒸気滅菌器	C一〇一〇一	高压を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材等を滅菌すること。

番号	医療機器の名称	基	準
		使用目的、効能又は効果	
一〇百六	(略)	(略)	(略)
百七	1 寒天滅菌器 2 包装品用高压蒸気滅菌器 3 未包装品用高压蒸気滅菌器 4 液体用高压蒸気滅菌器	T七三二二	高压を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。
百八	1 小型寒天滅菌器 2 小型包装品用高压蒸気滅菌器 3 小型未包装品用高压蒸気滅菌器 4 小型液体用高压蒸気滅菌器	T七三二四	高压を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。

百九	1 エチレンオキサ イドガス滅菌器	C 一〇一〇	酸化エチレンガスを用い て医療機器を滅菌するこ と。
百十	1 ホルムアルデヒ ドガス消毒器	C 一〇一〇	ホルムアルデヒドガスを用 いて医療機器を消毒す ること。
百十一 ～八百 二十七	(略)	(略)	(略)

百九	1 エチレンオキサ イドガス滅菌器	T 七三二二	酸化エチレンガスを用い て医療機器を滅菌するこ と。
百十	1 ホルムアルデヒ ドガス消毒器	T 七三二二	ホルムアルデヒドガスを用 いて医療機器を消毒す ること。
百十一 ～八百 二十七	(略)	(略)	(略)